

岩谷産業株式会社第1期行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの3年間

2. 内 容

<スケジュール>

平成17年4月より制度の大枠について検討。

平成19年12月までに制度の詳細を検討。

平成20年4月～運用開始。

制度導入後、電子掲示板等を活用し、社員への周知と啓発を実施。

<目標>

目標1. <育児・介護における一定期間の勤務時間短縮措置>

小学校就学前の子供を育てる従業員と要介護状態にある対象家族を介護する従業員のための、一定期間の勤務時間短縮措置制度を導入する。

(現状)

育児：3才に満たない子を養育する者で育児休業をしない者に対して所定勤務時間を超えて勤務させないものとする。

介護：要介護状態にある対象家族を介護する者は、始業時間後60分、又は終業時間前60分の所定勤務時間の短縮を行うことができる。

(計画内容)

育児：(1) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する者は、始業時間後60分、終業時間前の60分のいずれか、または両方の所定勤務時間の短縮を行うことができる。また120分に合算することもできる。

(2) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する者で育児休業をしない者に対して、所定勤務時間を超えて勤務させないものとする。

介護：要介護状態にある対象家族を介護する者は、始業時間後60分、終業時間前60分のいずれか、または両方の所定勤務時間の短縮をおこなうことができる。また120分に合算することもできる。

目標2. <妊娠中の女性従業員に対する一定期間の勤務時間短縮措置>

始業時間後および終業時間前の各30分の「勤務時間短縮」を延長し、合算することも可能とすることにより範囲を広げる。

(現状)

妊娠中の女性従業員は、所定の始業時間後30分、および終業時間前30分の範囲内で勤務時間の短縮を行うことができる。

(計画内容)

妊娠中の女性従業員は、所定の始業時間後45分、および終業時間前45分の範囲内で勤務時間の短縮を行うことができる。また、90分に合算することもできる。

目標3. <男性社員の育児看護の時間取得措置>

育児看護の時間を女性従業員だけでなく、男性従業員の取得も可能とする。

(現状)

生後2年に満たない生児に国が定める予防接種を受診させるために認められている育児看護のための離席は女性従業員のみが対象となっている。

(計画内容)

「育児看護の時間」を男性従業員も取得することができる。

目標4. <配偶者の出産休暇の導入>

配偶者が出産する場合の休暇制度を導入し、子供が生まれる際の父親の休暇取得を促進する。

(現状)

配偶者が出産した際の休暇は、年次有給休暇を使用。

(計画内容)

年次有給休暇とは別に配偶者出産休暇制度（有給）を導入する（出産予定日の2週間前から出産日の4週間後の範囲内において3日間の特別休暇を取得することができる）。また半日単位や分割にて取得することができる。

目標5. <半日有給休暇の取得回数の拡大>

半日有給休暇制度の取得回数を拡大し、有給休暇の取得を促進する。

(現状)

半日有給休暇の取得回数は10回。

(計画内容)

半日有給休暇制度の取得回数を現行の10回から20回に拡大する。

目標6. <リフレッシュ休暇制度の拡大>

リフレッシュ休暇の拡大等を行い、年次有給休暇の取得を促進する。

(現状)

リフレッシュ休暇（下記勤続年数を経過した後の、1年以内に取得）

勤続満15年：5日（特別休暇2日に年次有給休暇3日）

勤続満25年：8日（特別休暇3日に年次有給休暇5日）

(計画内容)

現行（上記）のリフレッシュ休暇に加え、下記のとおり新設する。

勤続満	5年	3日	（特別休暇1日＋年次有給休暇2日）	<新設>
勤続満	10年	3日	（特別休暇1日＋年次有給休暇2日）	<新設>
勤続満	20年	5日	（特別休暇2日＋年次有給休暇3日）	<新設>
勤続満	30年	8日	（特別休暇3日＋年次有給休暇5日）	<新設>

以上